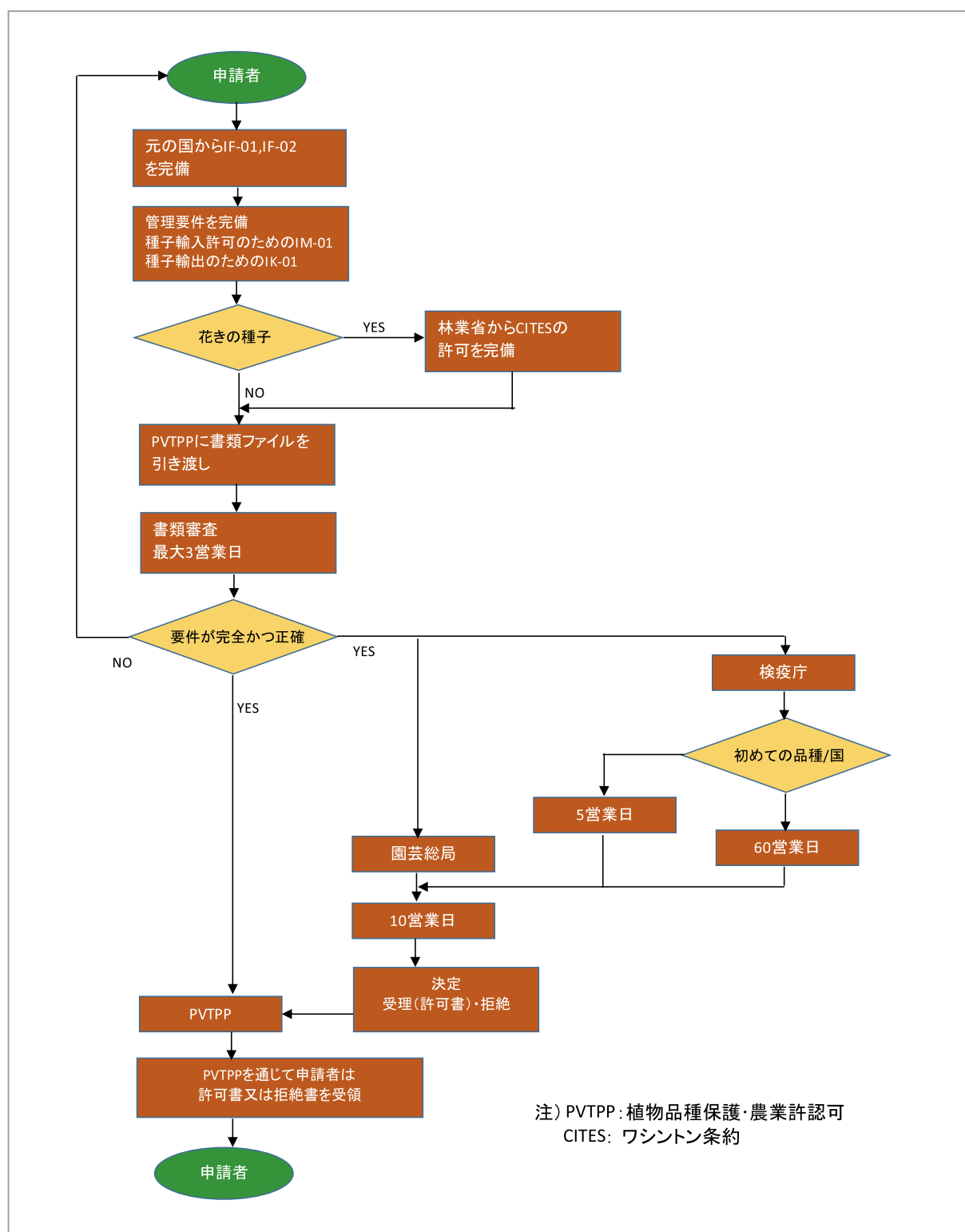
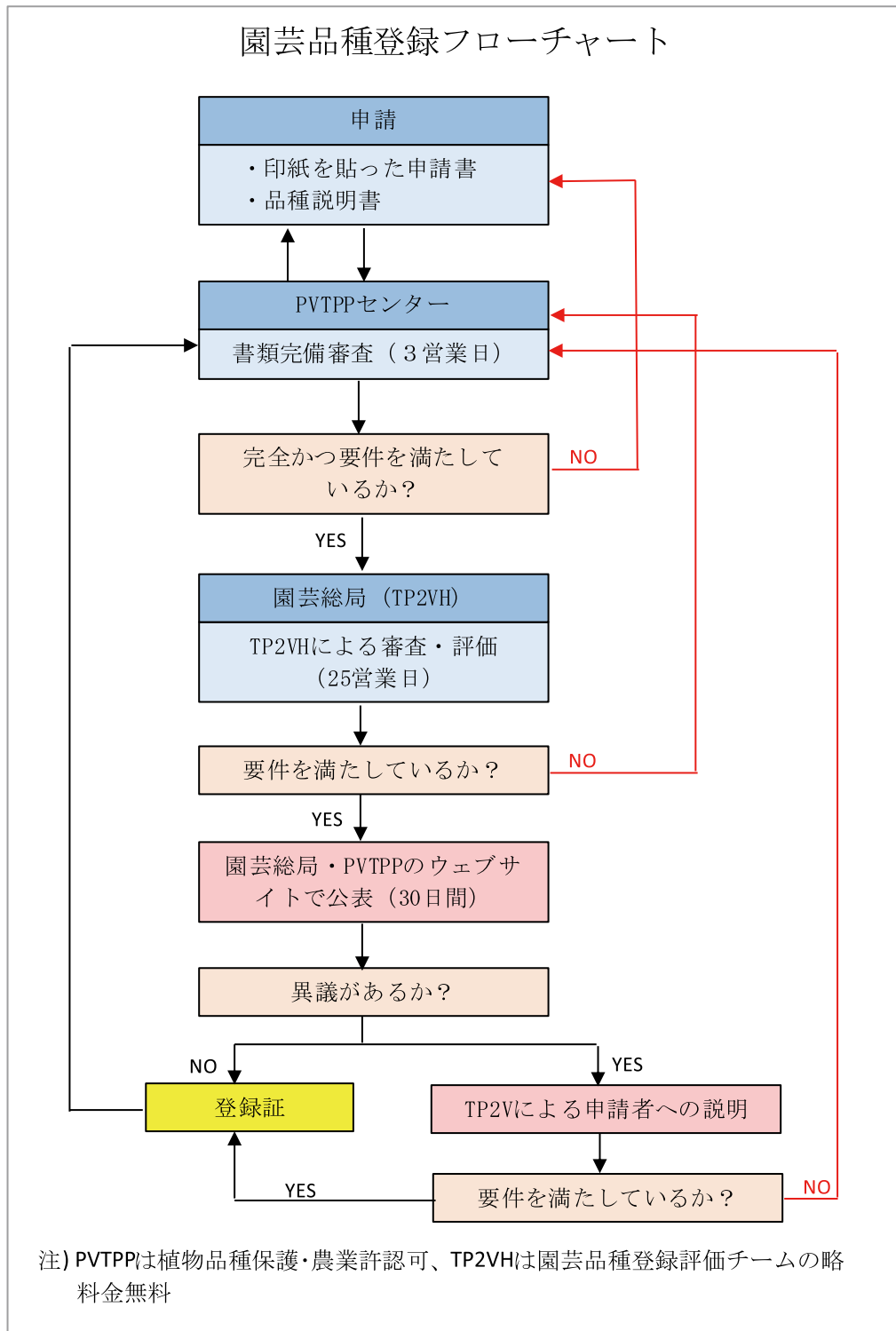


別添5 園芸種子輸出入許可申請フロー



別添6 園芸品種登録手続き

法的根拠：2011 年農業大臣規則第 38 号/ Permentan / OT.140 / 2011/7/2011（訳者注：
<http://pvtp.p.setjen.pertanian.go.id/cms/wp-content/uploads/2015/11/Permentan-38-thn-2011.pdf>）



管理要件

1. 印紙を貼った申請書
2. 品種の説明書
3. 品種の優秀性試験結果
4. 品種の真正性試験結果
5. 品質基準又は最低技術要件を満たした種子を増殖するための誓約書
6. 説明書に従い流通する品種の真正性を保証する誓約書
7. 原品種 (authentic) として登録される種子又は植物の保管所を維持する誓約書
8. 当該種子の品種の登録証が取り消された場合に、流通する種子を撤収する誓約書
9. 規則に従った名称
10. 一つの写真フレームに対照と並べて特殊性/ユニークさ/主要な特性を示す植物/植物の一部の写真 (最低 500 キロバイト)
11. 優秀性試験の結果書、品種の説明書及び植物の写真のソフトコピー
12. 特に輸入品種には次の要件が追加される
 - a. 当該品種が国内で生産することができる場合、登録後 2 年の期間は種子が国内で生産されなければならないという宣誓書
 - b. 自己の所有でない登録品種の場合、品種の登録と種子の流通のための品種所有者からの委任状
 - c. 適応性試験の目的のための種子の輸入許可書

技術的な説明

1. 優秀性試験
2. 真正性試験

出典：インドネシア農業省植物品種保護・農業許可センターウェブサイト

(<http://pvtppt.setjen.pertanian.go.id/tentang-pvtppt/layanan/pendaftaran-varietas/pendaftaran-varietas-hortikultura/> 2017 年 1 月 12 日検索)

平成28年度農林水産省

「植物品種等海外流出防止緊急対策事業」

インドネシアにおける植物品種保護出願マニュアル

平成29年3月31日発行

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル

電話 (03) 3586-8644

FAX (03) 3586-8277
